

豊川市工事書類簡素化要領

（目的）

第1条 豊川市工事書類簡素化要領（以下「本要領」という。）は、愛知県土木工事標準仕様書等の設計図書に基づき、受注者が作成し提出及び提示する工事関係書類について、発注者・受注者相互の業務の効率化及び労働条件改善のため、簡素化を実施することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本要領は、豊川市の発注する建設工事に適用する。ただし、特記仕様書等の設計図書に簡素化をしない旨の指示がある工事を除く。なお、契約金額が300万円未満の工事については、担当課の判断により更なる簡素化を図ることができることとする。

（実施内容）

第3条 工事書類の簡素化を実施できる内容をまとめた、別表「工事書類簡素化徹底一覧表」に基づき簡素化を図ることとし手順は以下による。

- 1 発注者は着手後直ちに受注者と工事着手から完了までの提出、提示書類について、別紙参考資料「土木・水道施設工事書類一覧表、建築系工事書類一覧表」により確認する。
- 2 発注者・受注者ともに工事書類の簡素化を徹底して、必要としない書類の提出提示は行わない。
- 3 豊川市においては「提示」について「貸与」と読み替えることが出来ることとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

工事書類簡素化徹底一覧

○一覧表上の省略した表記は以下の通り

- ① 約款・・・・・・豊川市公共工事請負契約約款
- ② 土木標仕・・・・愛知県建設局 土木工事標準仕様書
- ③ 建築標仕・・・・公共建築協会 公共建築工事標準仕様書

1 土木・水道施設工事、建築系工事共通

【工事下請負届・施工体制台帳】

根拠	工事下請負届・・・・約款第7条 ・土木標仕 1-1-11 施工体制台帳・・・・建設業法第24条の7 ・土木標仕 1-1-12、建築標仕 1.1.5
簡素化の徹底	仕様書の改正に伴い工事下請負届を廃止。 作業員名簿を施工体制台帳の一部として提出。 施工体制台帳（写）について、添付書類【受注工事の契約書の写し、受注者の主任技術者又は監理技術者の資格を証する書面、受注者の主任技術者又は監理技術者の雇用を証する書面、受注者の専門技術者（置いた場合に限る）の資格及び雇用を証する書面、注文書の写し、請書の写し、下請負金額の内訳、工事請負契約約款または基本契約書】は添付せず提示とすること。

【安全・訓練等の実施報告書】

根拠	・労働安全衛生法 ・土木標仕 1-1-33
簡素化の徹底	安全教育及び安全訓練等の実施状況について、日報等（任意様式）に記載するとともに、記録資料は受注者で整備及び保管し、監督職員へ提示とすること。

【官公庁届出書類】

根拠	・騒音規制法、振動規制法、県民の生活環境の保全等に関する条例、道路交通法等 ・土木標仕 1-1-43
簡素化の徹底	官公庁への届出等において許可、承諾を得た書面は提示とすること。

【工事カルテ（コリンズ）】

根拠	・土木標仕 1-1-7 ・建築標仕 1.1.4
簡素化の徹底	原則として「登録内容確認システム」の導入により、登録内容の確認については署名、押印は不要。

【工事写真】

根拠	・土木標仕 1-1-46
簡素化の徹底	建設工事は、発注者から紙媒体での提出を求めないものとし、電子媒体での提出を推奨する。

【工事打合せ簿】

根拠	・現場必携 2-2-10
簡素化の徹底	添付する資料は必要最小限かつ簡潔にすること。 添付する資料は、極力、既存図面や既存資料を活用すること。（内容が確認出来れば良い） 発注者が発議する資料は、発注者が作成すること。 監督職員は、過度な説明用の資料の作成や添付を求めないこと。

2 土木・水道施設工事関連

【工事記録】

根拠	・ 土木標仕 1-1-46、現場必携 2-2-20
簡素化の徹底	工事記録の様式削除に伴う改定により、具体的な作業内容について日報等（任意様式）で記録すること。 なお、監督職員や検査員から請求があった場合には、提示すること。

【産業廃棄物関係】

根拠	・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・ 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱第 15 条 ・ 土木標仕 1-1-21
簡素化の徹底	マニフェストの管理台帳は提出、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しの提出は求めず、随時、本票の提示により確認すること。 施工計画書には産業廃棄物管理票（マニフェスト）の様式は添付しない。 産業廃棄物処分場までの運搬時の追跡写真を廃止し、マニフェストで確認すること。（搬出先の条件として必要の場合、その限りではない。）

【工事検査】

根拠	・ 土木標仕 1-1-46
簡素化の徹底	工事概要説明資料（ダイジェスト版）等を工事検査のために新たな資料作成は不要。 監督職員、検査員は、不要な書類の提出、提示は求めないこと。また、書類の見栄えや多さは、工事成績評定に影響させないこと、不要な書類を作成しても工事成績評定では評価も加点もしないこと。

【施工計画書】

根拠	・ 土木標仕 1-1-6
簡素化の徹底	土木工事現場必携に基づき省略する項目を徹底する。ただし、設計図書に記載指示がある場合を除く。 （省略項目：現場組織表、指定機械及び主要機械、主要資材、施工方法、環境対策、現場作業環境の整備等） なお、豊川市においては、4, 500万円を1, 000万円と読み替える。 概算・概略数量発注を含め、設計照査の後に工事内容が確定してから施工計画書を作成し提出すれば良い。（施工内容が確定されていない工種の施工計画書の提出は不要（指示後の提出で良い）。工事着手しようとする部分（準備工・本体・仮設工等）毎に段階的に提出しても良い。また、準備工の着手にあたっては、必要最小限の項目について施工計画書を提出すれば良い。） 変更施工計画書は、新規工種の追加、安全管理方法の変更以外は提出不要。（数量の増減等の軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合については、新たに変更施工計画書の作成、提出は不要。）

【臨場確認（段階確認、確認立会、材料確認）】

根拠	・ 土木標仕 1-1-1-24～26、土木標仕 1-1-57-6
簡素化の徹底	施工計画書作成段階で、受注者と発注者で必要な工種、頻度等を確認し、過度な臨場確認を行わないこと。 監督職員が臨場した場合、段階確認及び施工状況把握報告書に臨場時の状況写真の添付は不要。 遠隔臨場を活用し、効率的な施工管理を実施することも可能。ただし、遠隔臨場を活用した場合、遠隔臨場が行われた証拠として、監督職員の画面を表示させた状態でスクリーンキャプチャした画像データが必要。

【交通誘導警備員関係】

根拠	・ 土木標仕 1-1-40 ・ 警備業法第 18 条
簡素化の徹底	有資格者の合格証明書、有資格者に代わる交通誘導警備員の実務経験 3 年以上の経歴書を監督職員の請求があった場合は提示。また、工事完了時の整備書類の交通誘導警備員報告書（集計表）は提出、勤務伝票は提示とすること。

【休日または夜間の作業連絡】

根拠	・ 土木標仕 1-1-44
簡素化の徹底	休日または夜間の作業連絡について、現道上の工事は書面等により通知または施工計画書に記載しなければならない。その他は事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。書面等による通知について、休日・夜間作業届の代わりに、通常時は週間工程表等の提出でも良いとする。ただし、週間工程表等は「作業日」、「作業時間」、「作業場所」、「作業内容」が把握出来る資料であること。緊急時は口頭、電子メール等により連絡をすること。

3 建築系工事関連

【施工計画書】

根拠	・ 建築標仕 1.2.2
簡素化の徹底	建築標仕に記載のある内容については、施工計画書への転記は不要。 専門業種工事及び請負金額500万円未満工事は総合施工計画書に全て記載し、工種別施工計画の作成は不要。